

品川区立体通路の設置および維持管理に関する要綱

制定	平成 6 年 4 月 7 日 区長決定
	平成 6 年 4 月 要綱第 29 号
改正	平成 15 年 1 月 15 日 部長決定
	平成 15 年 1 月 要綱第 1 号
改正	平成 21 年 3 月 27 日 部長決定
	平成 21 年 4 月 要綱第 249 号
改正	平成 24 年 3 月 31 日 部長決定
	平成 24 年 4 月 要綱第 94 号
改正	平成 27 年 3 月 6 日 部長決定
	平成 27 年 4 月 要綱第 73 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区における良好な都市空間と住環境の形成を図るため、立体通路の設置者に対する指導内容を定めるとともに、設置者に協力を求めることにより住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「立体通路」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発において、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路、品川区有通路条例（昭和 58 年品川区条例第 31 号）に規定する区有通路および鉄道敷（以下「道路等」という。）の上空に設置された歩行者専用の横断橋をいう。

2 この要綱において「設置者」とは、立体通路に接続する建築物の所有者で、立体通路を設置しようとする者をいう。

(立体通路の範囲)

第 3 条 立体通路の範囲は、道路等の直上部分とこれに接続する階段部分（昇降機を含む）とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は必要があると認めたときは、別に立体通路の範囲を定めることができる。

(設置者の責務)

第 4 条 設置者は、区の指導および要請に協力するとともに、自らの責任において立体通路の設置場所の地域環境および立体通路の設置が周辺地域に及ぼす影響を事前に調査し、地域の生活環境を良好なものにするよう努めるものとする。

(事前協議)

第 5 条 設置者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条に定められた許可の申請を行う前に立体通路の設置計画について、あらかじめ区長と協議するものとする。

(施設構造等)

第 6 条 設置者は、立体通路の位置および構造等の決定にあたっては、道路の上空に設ける通路の取扱等について（昭和 32 年通達建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警

察庁乙備発第 14 号) 等の道路横断施設設置に係る諸法令によるほか、区の指導によるものとする。

(所有権の移転)

第 7 条 区は、設置者との協議により、立体通路を譲り受けることができる。

(維持管理)

第 8 条 前条の場合において、区は、設置者と立体通路の維持管理について協議し、立体通路の管理の委託に関する覚書を交換するものとする。

(費用負担)

第 9 条 設置者は、区に立体通路を譲渡した後も、原則として立体通路の維持管理に要する費用を負担するものとする。

(区が設置する立体通路)

第 10 条 区が設置する立体通路の維持管理の方法およびその費用の負担については、当該立体通路に関連する開発事業の施行者等と協議し、定めるものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、平成 6 年 4 月 7 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 15 年 1 月 15 日から施行する。

付則 (組織改正による部の名称変更)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則 (組織改正による部の名称変更)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則 (組織改正による部の名称変更)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。